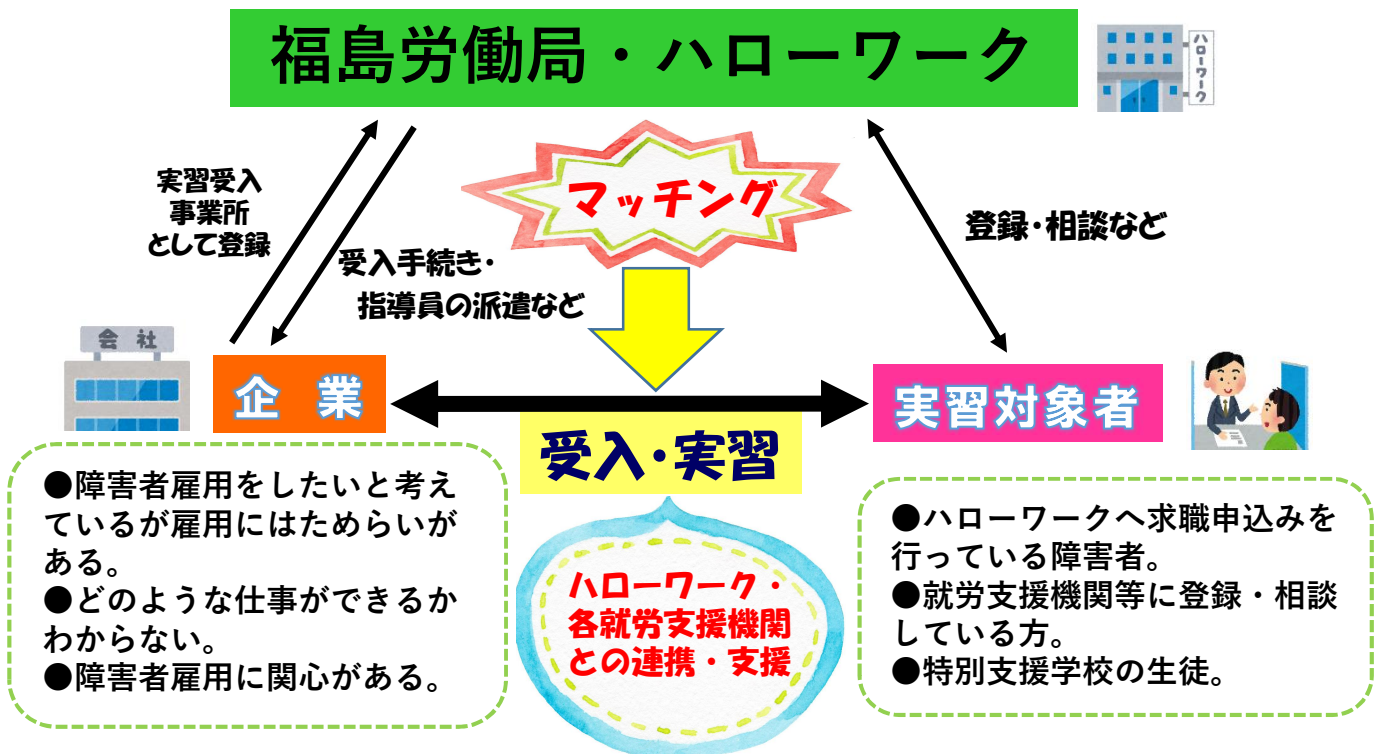


障害者職場実習へのご協力をお願い

福島労働局及びハローワークでは、障害者の雇用促進のため、企業の皆様に対し障害者の職場実習受入を推進しております。

職場実習は雇用ではありません。職場実習を通じて障害者と企業の相互理解をすすめる、障害者雇用に繋げるための不安解消の一つの方法として役立てていただけます。是非、障害者職場実習受入候補事業所としての登録をご検討ください。



障害者職場実習の実施

- ◇受入日数は3日～10日間、1日3時間程度から設定できます。
- ◇賃金や交通費の支払いの必要はありません。
- ◇実習前及び実習期間中は、必要に応じて就労支援機関等の職員がフォローします。
- ◇実習中の事故等に関する保険加入は、福島労働局又は就労支援機関等が加入します。

～お問合せ先～

福島労働局 職業安定部 職業対策課

TEL 024-529-5463

〒960-8513 福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎 3階
担当：地方障害者雇用担当官、就職支援コーディネーター



福島労働局職業安定部職業対策課
【職場実習担当者】 行き

メール：taisakuka-fukushimakyoku@mhlw.go.jp

障害者職場実習連絡票

障害者職場実習の受入候補事業所として登録します

障害者職場実習について問合せします



該当する方にチェックを入れてください

【事業所名】

【所在地】

【担当部署名】

【担当者名】

【電話番号】

※上記メールアドレスに送付していただきましたら、担当者からご連絡いたします。お電話でも随時受付中です。

障害者職場実習の受入に期待できる効果は...

- 実習対象者の就労の意欲や可能性を高めることを通して社会貢献ができる
- 自社の障害者雇用についての課題や可能性を明確にできる
- 就労支援機関等から障害者への業務指導や配慮等について助言を受けることができる
- 障害者の働く力や障害特性を知ることができる
- 自社の業務や指導方法を見直すきっかけになる